

令和7年度 かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校【重大事態対応フロー図】
重大事態への対応

- 学校は教育委員会に重大事態の発生を報告(※教育委員会からかすみがうら市長に報告)
- 関係機関等との連携重大事態とは
(ア)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
(イ)「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の対応

- 学校は「生徒指導委員会」(いじめ防止対策推進法第22条)でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- 学校はいじめの事実の確認を行い、結果をかすみがうら市教育委員会へ報告

教育委員会の対応

- いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言
- 学校、家庭、地域社会の連携の強化と必要な体制の整備

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

<学校は、かすみがうら市教育委員会の「いじめの調査を行う組織」と連携し、以下のような対応に当たる>

学校が行う調査

- ①学校の調査組織(生徒指導委員会)が事実を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合う。
- ※ それまでに学校で先行して調査している場合も、「いじめの調査を行う組織」と連携し、必要に応じて調査資料の再分析や新たな調査を実施する。

- ②いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。
- ※ いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要

- ③調査結果をかすみがうら市教育委員会に報告(※かすみがうら市教育委員会からかすみがうら市長に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- ④調査結果を踏まえた必要な処置

- ※ 指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家(カウンセラーなど)の追加派遣等

かすみがうら市長が再調査を行う場合(「再調査を行う機関」第30条)

学校は、かすみがうら市教育委員会と連携し、資料の提出など、調査に協力

(参考) 文部科学省:いじめ防止基本方針の策定について(通知)